

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 9月度)

1 日 時 平成29年9月4日(月)

開会：午後1時57分

閉会：午後3時10分

2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室

3 出席委員 15名

1番	中葉 隆	2番	道淵 登	3番	山下 壽明
4番	円戸 敏男	5番	六田 敏夫	6番	上出 義美
7番	両國 明美	8番	中嶋 知子	9番	川上 悦男
10番	寶住 與一	11番	山下 裕	12番	江添 良春
13番	大澤 昌弘	14番	扇谷 俊彦	15番	松村 博

4 欠席委員 なし

5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

6 職務のため出席した事務局等職員

3名

局 長 野村 佳作

主 査 清水 徹夫

臨時職員 嵐 由佳里

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成29年度9月度定例総会を開催いたします。
それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を宝住委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてです。

□議長（会長） なお、本日は在任委員15名全員の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、円戸委員、両國委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件についてご説明いたします。

それでは、—ページをご覧ください。

今回の申請件数は2件、—筆で、申請面積は—m²です。

1番の申請農地は、氷見市**—番の田—筆、—m²です。

譲渡人 八王子市在住(氏名**)から、譲受人 氷見市**—番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

2 番の申請農地は、氷見市**——番の田、——m²です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**
*——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部
効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておら
ず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手
をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請
について許可を与える件について原案のとおり許可を与えることとい
たします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に
ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件、2件につきまして、説明申し上げます。
許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番——号（氏名**）、譲渡人は氷見市**
*——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記、
現況はともに田で、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号2、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人は入善町**
番地（氏名**）、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**
*——番、——番、地目はどちらも登記、現況が畑、面積は合計で——m²

です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行いました**委員及び事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けたいと思います。

（**委員） 先般**月**日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地のある番号1番について、隣接農地耕作者からの承諾書が添付、提出されています。

2件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されています。

以上、今回の申請2件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定につい

て、説明申し上げます。

8月の定例総会で質疑のありましたことを中心に、精査し修正した点について、ご説明いたします。

管内の農地面積3,200ヘクタールは、農林水産省の作物統計調査による氷見市の耕地面積です。

毎年、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を作成していますが、管内の農地面積を記入する部分があります。県の農業経営課の指導により、作物統計調査の耕地面積を記載しているものです。

先月、農林業センサスの数字だといいましたが、私の思い違いで、訂正いたします。申し訳ありません。

次に目標年次ごとの農地面積ですが、ご指摘のありました農地転用による面積の減少について、ここ3年の農地転用面積をみますと、平成26年度は2.3ha、27年度は3.3ha、28年度は2.0haであり、平均すると年2.5haの減少となっています。これを踏まえ、3年間で7.5haずつ減少していくものとして数字を見直しました。

遊休農地面積については、平成29年度の目標及び活動計画に記載している15.9haを使用しました。

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） 管内の農地面積が4,781haが、指針では3,200haと違うのは。

（事務局） 県の指摘により訂正した。

（委員）

- ・非農地判断による農地面積への反映は。
- ・利用集積について、経営耕地面積に対する割合で見ると、現在の56.5%から最終は97.9%となり、ハードルが高いのではないか。
- ・基本的な考え方で、「稲作の担い手への農地利用の集積」と稲作に特化するような表現はふさわしくないのでは。
- ・農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業とはどんなイメージか。
- ・新規参入の具体的な推進方法の中で、「認定農業者」という言葉がでてるが、該当しないのではないか。

(事務局) 次回までに数字等を精査したいので、時間をいただきたい。

□議長（会長） 他にご意見はありませんか。

□議長（会長） 第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定については、今回も様々なご意見をいただきましたので、次回までに事務局で案を修正することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月4日

議 長

署名委員

署名委員